

予算第43号議案

令和4年度神戸市駐車場事業費補正予算

令和4年度神戸市駐車場事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和5年2月13日提出

神戸市長 久 元 喜 造

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 駐車場事業費	1 運営費	三宮駐車場受変電設備等更新工事	<div style="text-align: right;">千円</div> 60,000